

愛媛県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「愛媛県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、愛媛県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、老朽化対策など計画的かつ円滑な道路管理促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有・発信に関する事。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有や技術支援に関する事。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

2. 本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（専門部会含む）については、非公開でおこなうものとする。

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、愛媛県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長及び副会長を2名置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長、副会長は国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長、愛媛県土木部道路都市局長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、愛媛県土木部道路都市局道路維持課に置く。
3. 事務局は、次の事項について調整する。
 - (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - (2) 本会議における審議議題の調整
 - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
 - (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の承認により行うことができる。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年6月24日から施行する。

専門部会として、愛媛県跨道橋連絡部会を平成27年3月26日より設置する。

本規約は、平成28年5月31日に一部変更する。(別表)

専門部会として、愛媛県道路鉄道連絡会議を平成29年2月16日より設置する。

本規約は、平成30年10月30日に一部変更する。(別表)

本規約は、令和6年10月15日に一部改正する。

愛媛県道路メンテナンス会議 名簿

(令和6年10月15日改正)

	所 属	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	松山河川国道事務所長
副会長	愛媛県土木部道路都市局	道路都市局長
副会長	国土交通省四国地方整備局	大洲河川国道事務所長
	愛媛県土木部道路都市局	道路維持課長
	松山市	都市整備部長
	今治市	建設部長
	宇和島市	建設部長
	八幡浜市	産業建設部長
	新居浜市	建設部長
	西条市	建設部長
	大洲市	建設部長
	伊予市	産業建設部長
	四国中央市	建設部長
	西予市	建設部長
	東温市	産業建設部長
	上島町	建設課長
	久万高原町	建設課長
	松前町	産業建設部長
	砥部町	建設課長
	内子町	建設デザイン課長
	伊方町	建設課長
	松野町	建設環境課長
	鬼北町	建設課長
	愛南町	建設課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	愛媛高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	しまなみ今治管理センター所長
オブザーバー	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
	国土交通省四国地方整備局	道路部 地域道路課長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
事務局	国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	
	愛媛県 土木部 道路都市局 道路維持課	
	国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所	